

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の人口は減少する時代を迎えました。しかしながら、総人口が減少する中で65歳以上の高齢者が増加することにより高齢化率（*）は上昇を続け、平成22年10月現在で高齢化率は23%を超え、5人に1人が高齢者、9人に1人が75歳以上人口という「本格的な高齢社会」となっています。さらに、国では、平成47年（2035年）には47都道府県中、44都道府県で高齢化率が30%を超え、高齢化は大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることが推計しております（平成23年版 高齢社会白書）。

大田区の場合は、総人口が微増傾向であるとともに、65歳以上の高齢者人口も年々増加しており、平成23年10月1日現在で142,218人、高齢化率は20.5%に達し、今後も上昇し続けることが見込まれます。また、65歳以上の要介護認定者数は平成23年10月1日現在で24,395人であり、介護保険制度がスタートした平成12年と比べると2倍を超える増加となっています。

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度がスタートしてから、13年目を迎えます。この間、法施行後5年が経過した平成17年には、平成27年に第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）（*）が高齢者となることを見据え、さらなる高齢化の中、制度の持続可能性を確保することができるよう、また、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応していくため、介護保険法の大幅な改正が行われました。

大田区においても、制度改正に対応して、第3期介護保険事業計画（平成18年度から平成20年度。以下、第3期計画という。）を策定し、事業の推進を図ってきました。

そして、第4期介護保険事業計画（平成21年度から平成23年度。以下、第4期計画という。）では、制度改正による平成18年度以降の介護保険事業の動向を十分に検討・評価した上で、制度の実効性をより高めるべく、第3期計画の基本理念及び方向性を継承しつつも、その内容を充実・発展させる計画としました。

第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度。以下、第5期計画という。）は、以上のような背景を踏まえ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画として策定するものです。

第5期計画を策定することにより、高齢化のピークを迎える時期を見据えながら、計画期間における区の介護保険事業への取り組みの方向性を明確にしていきます。

2 計画の基本的性格

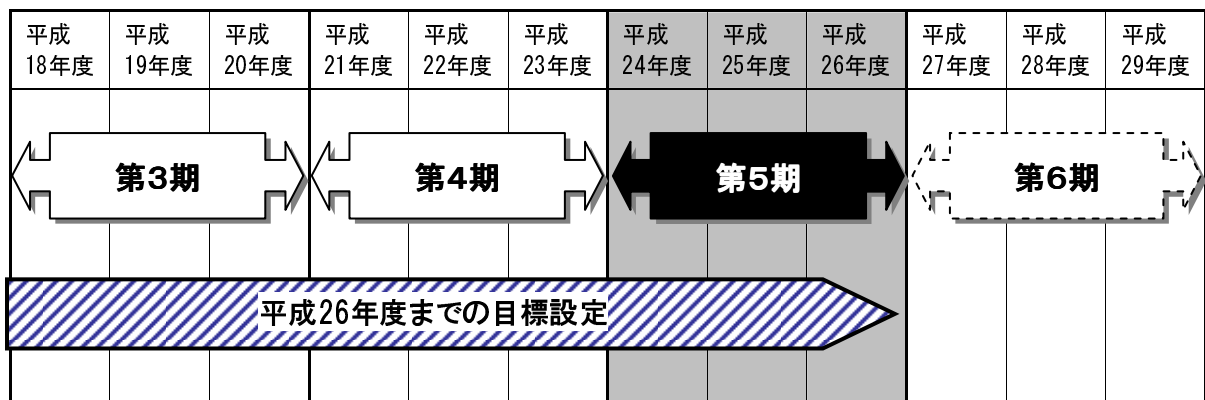
(1) 介護保険法に基づく策定と見直しの時期

大田区介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画であり、3年を1期として策定する計画です。

本計画は、第3期計画、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画において設定した平成26年度の目標値を達成する仕上げの計画となります。そのため、平成26年度の目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行いました。

加えて、本計画は、平成27年度以降における地域包括ケアの構築を見据えて、段階的に施策内容を充実強化させていく出発点ともなります。

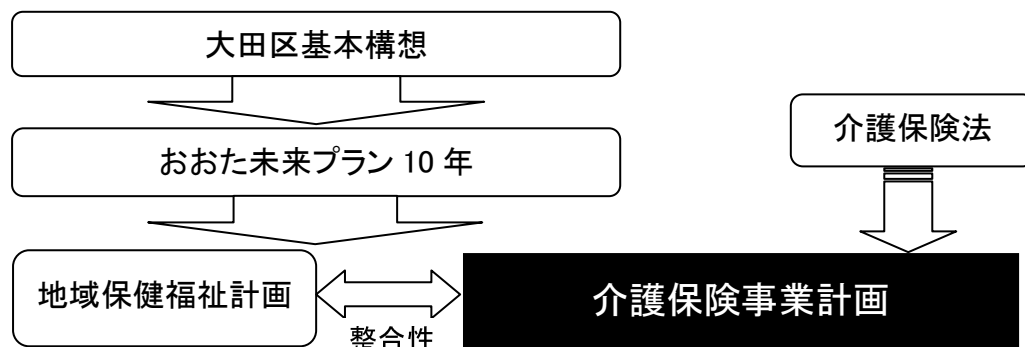
平成26年度には必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画を定めることとなります。



(2) 大田区介護保険事業計画の位置づけ

この計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画の策定を定めた介護保険法第117条に基づくほか、大田区の区政運営や施策の基本となる「大田区基本構想」「おおた未来プラン10年」(*)の個別計画として策定します。

また、高齢者に対する保健・医療・福祉の総合的サービス提供について定めている「大田区地域保健福祉計画」(*)と整合性をもった計画とします。



3 計画の基本理念と基本目標

高齢者が、個人として尊重され、できる限り健康で自立し、いきいきとした、自分らしい生活を送り続けられることが大切です。介護が必要となっても、快適で、暮らしやすく、自分のスタイルにあった生活を安心して続けられることが望まれます。そのためには、高齢者がいつまでも住み慣れた地域に住み続けることができるよう、地域ぐるみで見守りと支え合いの仕組みをつくり、安心して暮らせるまちをつくる必要があります。

このことは、第3期計画で基本理念として掲げられ、第4期計画へと受け継がれており、「おおた未来プラン10年」においても、高齢者分野の個別目標として取り組んでいます。

第5期計画においても、この理念を継承し、区民一人ひとりが地域社会の一員として自主的に交流し、ふれあいと協働関係の中で、お互いにそれぞれの生活を大切にし、支え合うことのできる地域づくりをめざします。

そして、基本理念を実現するための3つの基本目標を改めて定め、介護保険事業の円滑な運営を行っていきます。

[基本理念]

尊厳をもって安心して暮らせる地域社会を目指します

[基本目標]

基本目標1
いきいきと暮らし続けるための介護予防をすすめます

基本目標2
一人ひとりにあった介護サービスの充実をすすめます

基本目標3
いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう
「地域包括ケア体制」をすすめます

基本目標1 いきいきと暮らし続けるための介護予防をすすめます

高齢者が自立していきいきと暮らし続けるためには、心身の健康を維持し、生きがいや健康づくり活動を継続することで、介護が必要な状態になることをできる限り予防することが大切です。また、介護が必要になっても、その状態を維持もしくは改善につなげていくことが重要です。

そのためには、高齢者が介護予防の趣旨や重要性を十分に理解し、介護予防事業へ自発的に参加できるよう、環境の整備を行います。また、介護が必要となる可能性のある高齢者を早期に把握し、適切な介護予防事業に結びつけるために、魅力ある介護予防プログラムの提供に取り組んでいきます。

さらに、超高齢社会の到来に備えて元気な高齢者の方々が、自らの豊かな知識や経験・技術を活かし、地域を支える担い手として活躍することが重要です。

これを支援するため、生きがいや健康づくり活動への参加や、経験や知識を活かした多様な働き方などができるよう、高齢者がいつまでもいきいきと輝くための体制づくりを進めていきます。

基本目標2 一人ひとりにあった介護サービスの充実をすすめます

介護が必要な状態になっても、必要に応じて適切な介護サービスが提供されるとともに、身近な場所で気軽にサービスが受けられるよう、利用者の立場に立った介護サービスの提供が必要です。

利用者の介護サービスの選択肢を広げるために、利用者ニーズを踏まえた施設サービスと在宅サービスの整備支援や、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス（*）の整備を支援していきます。

同時に、サービスの質の向上のために、事業者への情報提供や研修の実施による支援や指導・監査体制を充実し、緊密な事業者同士のネットワークづくりを推進して、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図ります。

また、家族等介護者の高齢化に伴い、介護力の低下が予想されることから、利用者及びその家族が適切なサービスを選択し、介護サービスを継続的に利用できる体制を整える必要があります。

そのために、ショートステイの拡充など介護者の精神的・身体的負担の軽減や介護保険制度の周知、相談対応体制の充実、分かりやすい高齢者サービス情報の提供に取り組んでいきます。

基本目標3 いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう 「地域包括ケア体制」をすすめます

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、それぞれの状況や変化に応じて、日常生活の場で高齢者の生活を支える医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスが適切に組み合わせられ切れ目なく円滑に提供される、地域包括ケア体制の確立が必要です。

こうした体制を支える「さわやかサポート（地域包括支援センター）」(*)は、介護予防ケアマネジメント(*)、総合相談・支援事業及び虐待の防止に係る権利擁護事業等を実施することに加えて、地域における保健・医療・福祉等を連携させる中心的な拠点として重要な役割を担っていることから、円滑に業務を行えるよう、さらなる機能強化に取り組んでいきます。

また、高齢者人口が増加する中で、単身・高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者への支援、医療との連携、権利擁護・高齢者虐待など介護をめぐる問題への対応が求められています。このような様々な課題に身近な地域で対応するため、「さわやかサポート」を中心とした自治会・町会、民生委員、老人クラブ、NPO(*)法人、ボランティア、事業者、企業等、地域を構成する様々な主体が連携・協働することによって、地域で高齢者の生活を支える仕組みづくりを支援します。

4 日常生活圏域について

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、身近な日常生活圏域ごとに必要なサービスを整備し、提供できる体制を実現していくことが求められます。

大田区においては、第4期計画に続き、第3期計画で定めた4つの区域を継承し、圏域ごとに地域密着型サービス等の介護サービス基盤の計画的な整備を進めていきます。



		大森地域	調布地域	蒲田地域	糎谷・羽田地域
A	総人口	211,152人	178,632人	210,739人	94,393人
B	高齢者人口	43,401人	35,899人	43,111人	19,807人
C	うち75歳以上	20,560人	18,306人	20,282人	8,871人
D	高齢化率(B÷A)	20.6%	20.1%	20.5%	21.0%
E	75歳以上比率(C÷B)	47.4%	51.0%	47.0%	44.8%
F	要支援・要介護認定者数	7,416人	6,781人	7,118人	3,870人
G	うち65歳以上	7,176人	6,606人	6,862人	3,751人
H	認定率(G÷B)(*)	16.5%	18.4%	15.9%	18.9%

※：平成23年10月1日現在。
出典：人口は住民基本台帳及び外国人登録人口。

5 計画策定の体制と方法

(1) 区民との協働

区では、平成12年6月に学識経験・保健医療・福祉等の各分野の専門家や公募委員で構成される「大田区介護保険推進協議会」を設置し、区の介護保険に関する運営状況等を公開で審議してきました。

平成19年度からは、これまでの体制を改め、「大田区地域保健福祉計画推進会議介護保険専門部会」を設置し、それまで同様に審議を進めてきました。

第5期計画策定にあたっては、本専門部会における審議を行うとともに、区民意見公募手続（パブリックコメント）（*）や、区民説明会を通して、区民からの意見を聴取し、区民との協働による計画策定を行いました。

(2) 関係部局の連携

日頃から介護保険に対する意見や要望を受ける機会が多い、地域福祉課、介護保険課、高齢事業課、高齢計画課、その他関係部局が連携しながら、計画策定の検討を行いました。

(3) 高齢者等実態調査の実施

介護保険事業計画の見直しにあたり、その基礎資料とするため、介護保険の被保険者、介護サービス事業者を対象に実態調査を行いました。調査対象や調査方法及び回収状況は以下のとおりです。

○実施期間 平成22年12月6日～平成23年1月11日

調査対象者	調査方法	対象者数	有効回収数 (回収率)
要支援・要介護認定を受けていない、65歳以上の被保険者	・ 郵送配付・ 郵送回収 ・ はがきによる 督促1回	2,500人	1,894人 (75.8%)
要支援・要介護認定を受け、居宅サービスを利用している、65歳以上の被保険者		2,500人	1,812人 (72.5%)

調査対象者	調査方法	対象者数	有効回収数 (回収率)
要支援・要介護認定を受け、介護保険サービスを利用していない、65歳以上の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送配付・ 郵送回収 ・ はがきによる 督促1回 	1,000人	661人 (66.1%)
要支援・要介護認定を受け、区内の介護保険施設、特定施設(有料老人ホーム)、認知症高齢者グループホームを利用している、65歳以上の被保険者		1,000人	679人 (67.9%)
特別養護老人ホームへの入所申請をしている、65歳以上の被保険者		600人	409人 (68.2%)
要支援・要介護認定を受けていない、40～64歳の被保険者		1,000人	468人 (46.8%)
区内の介護(予防)サービス提供事業者		390事業者	263事業者 (67.4%)

(4) 給付実績の分析・評価

第5期介護保険事業計画においては、第4期計画期間中の介護サービス給付の実績について分析・評価をしたうえで、介護サービス見込量の推計やその確保策を示しています。